

## 【平成19年度予算】農畜産物の安全・安心推進事業（新規）

### 遺伝子組換え作物の栽培指導の推進

#### 1 目的

遺伝子組換え作物は、国が承認したものは、一般の畑で栽培が可能になっている。一方、遺伝子組換え作物を食べることについては、多くの都民が不安を抱いている。このため都では、遺伝子組換え作物の栽培による生産・流通上の混乱を未然に防止し、都内産農産物に対する都民の信頼を確保する措置を講じる。

#### 2 事業内容

##### (1) 評価委員会設置

構成：自然科学や社会学などの有識者4名

内容：都の指導・対応方法を科学的知見に基づいて検討する。

①遺伝子組換え作物の栽培者に対する基本的な「指導基準」の設定

②遺伝子組換え作物の栽培予定者から提出される「栽培計画書」に対する科学的評価

##### (2) 連絡協議会設置

構成：学識経験者、農業者、消費者、行政など7名

内容：遺伝子組換え作物に関する取組や方向性を幅広く検討する。

①情報共有のあり方

②相互理解の促進

③リスクコミュニケーションの方法や対策 など

##### (3) 交雑検査

栽培計画書が提出されたほ場周辺の同種植物の交雑の有無を検査する。

①モニタリング

周辺農地にある同種植物について、簡易検査キット等を用いて調査する。

②詳細検査

簡易検査キットで陽性反応が出たものについて、分析機関で詳細検査する。